

仙台市地下鉄「アイス自動販売機設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市地下鉄駅構内にアイスクリーム類及び氷菓を扱う自動販売機(以下、「アイス自販機」とする。)を設置する事業者を募集します。

一般競争入札により設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

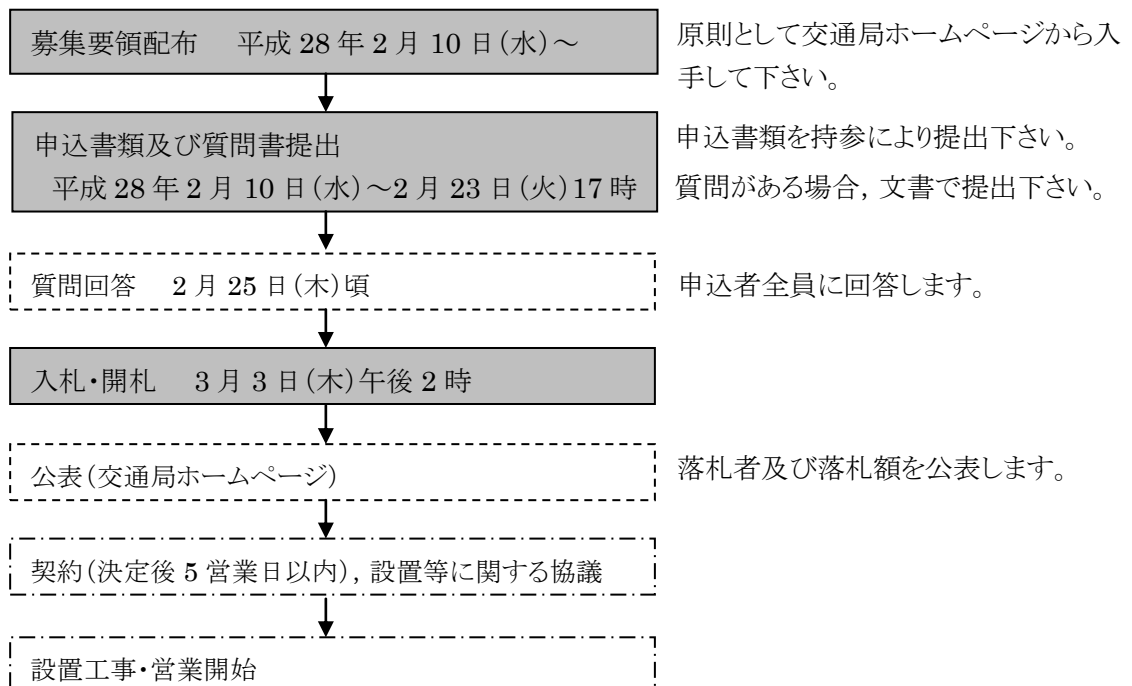
I. 募集概要

1 募集物件

場 所	仙台市地下鉄 4 駅コンコース内自動販売機区画(詳細は p7~9 参照)
台 数	アイス自販機 4 台(南北線 2 台, 東西線 2 台)
入札件数	2 件(N ^{エス} グループ 2 台, O ^{オー} グループ 2 台) ※公募対象自動販売機を 2 グループに分け、グループ単位での入札となります。同一事業者が複数グループの入札に参加することも、複数件落札することも可能です。
設 備	電気コンセントあり(電気料は 1 台当たり税別月額 2,000 円の定額制とします。)
入札概要	提案売上見込額(税込)と提案歩合率を乗じた、最高価格提案者を落札者とします。 ※貸付料は、ご提案いただいた歩合率による歩合制とします。 ※実際の年間売上額が提案売上見込額に達しなかった場合、原則として年度末に「実際と見込の差額×歩合率」による額を追徴します。詳しくは p2 をご覧ください。

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。



Ⅱ. 条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 宮城県内に本店又は支店・営業所を有する法人で、仙台市税の滞納がないこと。
- (3) アイス自販機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理などアイス自販機の維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、申込者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づく行政財産の一時貸付(賃貸借契約)とします。この契約は契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。

(2) 貸付期間

貸付期間は、Nグループは契約日から平成30年3月31日まで、Oグループは契約日から平成30年11月30日までとします。ただし、Nグループの仙台駅における設置開始時期は、既設アイス自販機の試験設置(最長で平成28年3月31日まで)終了後となります。

貸付期間には、設置工事及び原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

貸付料は、下記①～③を合算した額とし、交通局が発行する納入通知書により、毎月指定日までに納入していただきます。

- ① 実際の売上金額(税込)に入札時に提案いただいた歩合率を乗じた金額(計算は毎月行います。1円未満端数切捨て)。
- ② 実際の年間売上金額(税込)が、入札時に提案いただいた売上見込額(税込)に達しなかった場合は、その差額に提案歩合率を乗じた金額(計算は年度末に行います。年間営業月数が12ヶ月に満たない年度は、入札時の提案売上見込額を12で割り営業月数を乗じて四捨五入した額を売上見込額とみなします。)
- ③ ①②に対する消費税相当額(消費税計算において1円未満端数切捨て)

(4) 電気料

電気料は、1台当たり月額2,000円(別途消費税相当額を加算した金額)とします。

(5) 保証金

契約締結後30日以内に保証金として、年間貸付料(提案売上見込額(年間, 税込)×提案歩合率)の12分の1を納めていただきます。算定時、100円未満の端数金額は四捨五入とします。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(6) 解約

営業開始後に解約を希望する場合は、原則として3ヶ月前までの申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3ヶ月分の貸付料(原則として申し入れ前月の売上額を用いて算出)を支払

うことにより直ちに解約できることとします。なお、本件契約後、設置事業者の一時的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

営業開始前に設置事業者の都合で解約する場合は、保証金の3倍の額を納めていただきます。

(7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機区画を原状回復していただきます(壁や床の穴等の修繕を含む)。

(8) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 駅構内等で行う維持管理に関する工事、停電作業、駅改造工事及び事故により自動販売機設置業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によっては、自動販売機を一時休業または移設していただく場合もございますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、自動販売機の営業が不可能となった場合であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。

(9) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

(1) 設置条件

- ① アイス自販機の設置場所は、交通局の指定位置(p7~9 参照)とします。
- ② アイス自販機の本体寸法は、概ね幅1メートル×奥行0.8メートル以下とします。
- ③ 一つの場所を複数の事業者(飲料等の他品目を扱う事業者を含む)が使用する場所においては、配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し、関係事業者間で調整するものとします。
- ④ コンセント形状が駅によって異なりますのでご注意ください。
- ⑤ 設置事業者が増設した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
- ⑥ 設置工事にあたり、搬入方法及び作業時間帯について、交通局の指示に従って下さい。
- ⑦ 設置工事後も、鉄道事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理作業(停電作業を行う場合があります)に協力して下さい。

(2) 営業条件

- ① 営業は申込者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 取扱品目はアイスクリーム類及び氷菓とします。
- ③ アイス自販機の清掃や周辺美化の責任は、設置事業者が負うものとします。
- ④ 使用済み容器の回収方法は、原則として、設置事業者が回収箱(前面が透明のもの)を設置し、設置事業者がその内容物を回収・処理することとします。
- ⑤ 搬出入用の駐車スペースはありません。
- ⑥ 駅構内への売店の出店や自動販売機等追加募集により、営業環境が変化する場合があります。
- ⑦ アイス自販機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとします。
- ⑧ 電子マネー決済による販売は可とします。
- ⑨ 毎月の売上額について翌月10日までに交通局に報告して下さい。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 申込書提出【必須】

入札参加をご希望される方は、次の書類を作成し、本件窓口 (p6 参照) まで直接持参してください。郵送等による受付は行いません。

申込期間:平成 28 年 2 月 10 日(水)～平成 28 年 2 月 23 日(火)
(平日 9 時～17 時, ただし正午～13 時を除く)。

[申込書類(各 1 部)]

① 入札参加申込書(様式 1)

※アイス自販機設置業務実績証明書の欄には、申込者の実績年数についてアイス自販機の機器供給者(メーカー等)からの証明を受けてください。

② 誓約書(様式 2)

③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し

※発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

④ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通 300 円の手数料が必要です。)を受けてください。

(2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を持参、E-mail 又は FAX により本件窓口 (p6 参照) まで送信して下さい。また、送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。

質問受付期間:平成 28 年 2 月 10 日(水)～平成 28 年 2 月 23 日(火)
(平日 9 時～17 時, ただし正午～13 時を除く)。

質問への回答は平成 28 年 2 月 25 日(木)頃、申込者全員に E-mail 又は FAX により回答します。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式 3)は、希望するグループの用紙を用い、記載例をご覧のうえ、提案売上見込額(年額、税込)と提案歩合率を乗じた、1年間の貸付料の金額(税別)及び計算内訳を記載してください。ただし、歩合率の提案にあたっては、次表の基準以上の率を記載して下さい。売上見込額の最低基準はありません。複数グループの入札に参加する場合は、希望するグループそれぞれの用紙を用いて下さい。

グループ (路線名)	取扱品目, 台数	最低基準 歩合率	備考
Nグループ (南北線)	アイス・氷菓 2台	20.0%(税別)	別途、消費税相当額、電気料及び保証金が必要となりますので、本要領をよくお読みのうえ、入札書を記載してください。
Oグループ (東西線)	アイス・氷菓 2台	20.0%(税別)	

- ② 入札書は封筒に入れて、提出して下さい。
- ③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式 4)を提出し、委任を受けた方の名前で入札して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡します。)
- ② 入札書及び封筒
- ③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(3) 入札及び開札の日時、場所等

入札及び開札の日時：平成 28 年 3 月 3 日(木) 午後 2 時

入札及び開札の場所：仙台市交通局本庁舎 5 階 入札室

入札の受付等：入札の受付は、入札開始時刻の 30 分前から行います。

なお、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

入札(開札)会場への入室は、各社 1 名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札
- ④ 提案売上見込額及び提案歩合率その他重要事項の記載が不明確な入札(売上見込額及び歩合率の訂正は認められません。)
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

- ① 有効な入札を行った者のうち、提案売上見込額と提案歩合率(本ページ(1)①に示す最低基準以上)を乗じた、最高価格提案者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同金額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

③ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

④ 同一事業者が 2 件を落札することを制限しません。

(6) 結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び歩合率を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせるとともに、交通局ホームページにより公表します。

(7) 次点者の取扱

落札決定後、落札者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、仙台市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による営業ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V. その他

1 その他

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。

(3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。

(4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、申込者又は設置事業者の負担となります。

(5) アイス自販機の売上実績については、次回公募を行うこととなった場合（飲料等他品目の自動販売機の公募を含む）に参考データとして公表する場合があります。

(6) アイス自販機の設置、撤去、維持管理及び原状回復に関する一切の経費は、設置事業者の負担となります。

(7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番 15 号

仙台市交通局鉄道管理部営業課管理係（仙台市交通局本庁舎7階）

TEL :022-712-8329 FAX: 022-224-4559 E-mail:kot051110@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日 9 時～17 時（ただし、正午から 13 時を除く）。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ. (2)参照。

関係書類

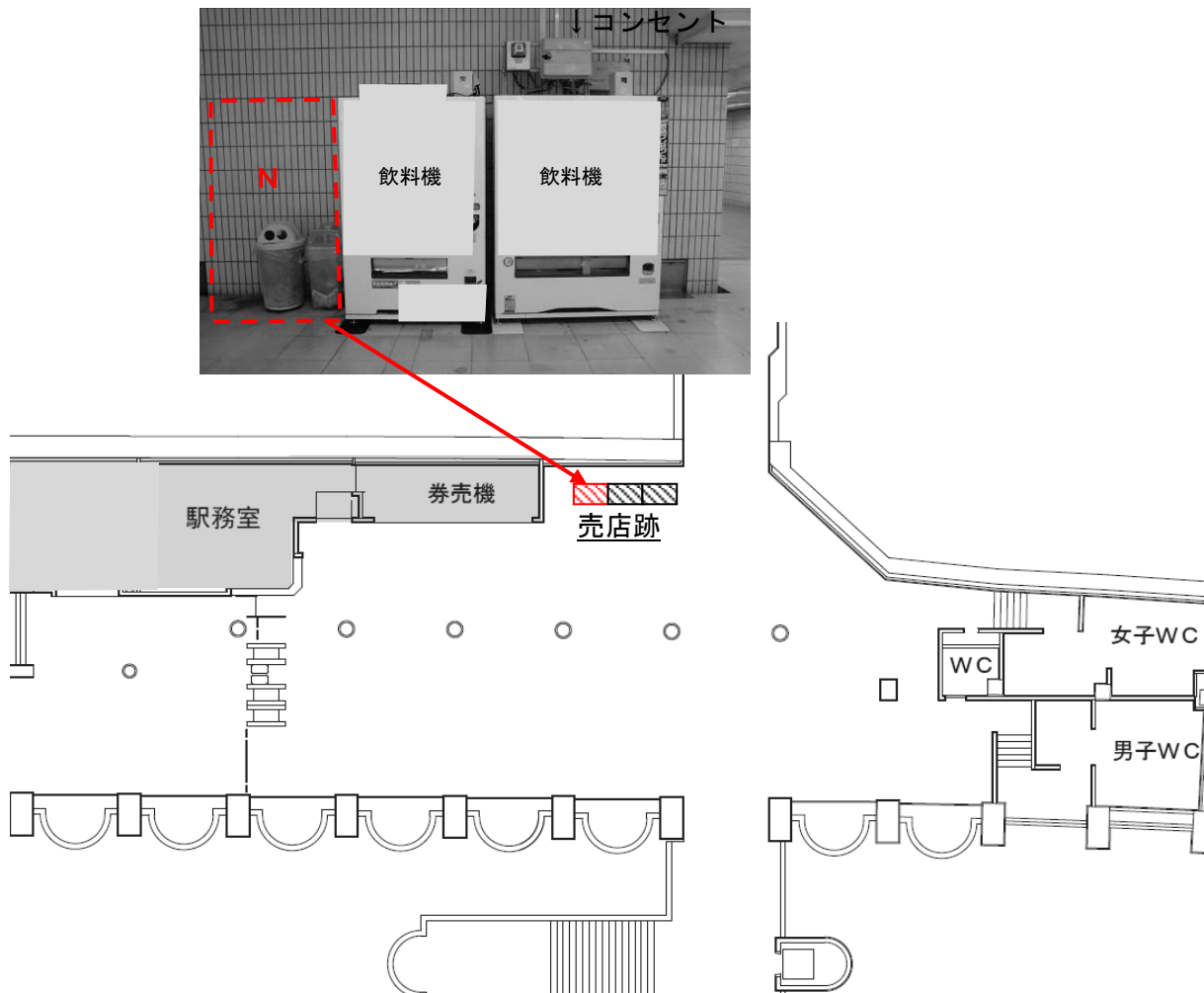
自動販売機 募集区画一覧(エヌ^{エヌ}及びオー^{オー}グループ)

駅名	自動販売機区画位置	アイス自販機標準寸法 (幅×奥行, 単位:ミリ) 「—」は本件設置なし		<参考> 同一区画内の 既設自動販売機数
		Nグループ	Oグループ	
N04 旭ヶ丘駅	売店跡(地下1階)	1000×800	—	飲料自販機2機
N10 南北線仙台駅	南改札外(地下1階)	1000×800	—	飲料自販機3機
T09 連坊駅	西出入口側(地下1階)	—	1000×800	飲料自販機1機
T10 薬師堂駅	北出入口側(地下1階)	—	1000×800	飲料自販機2機

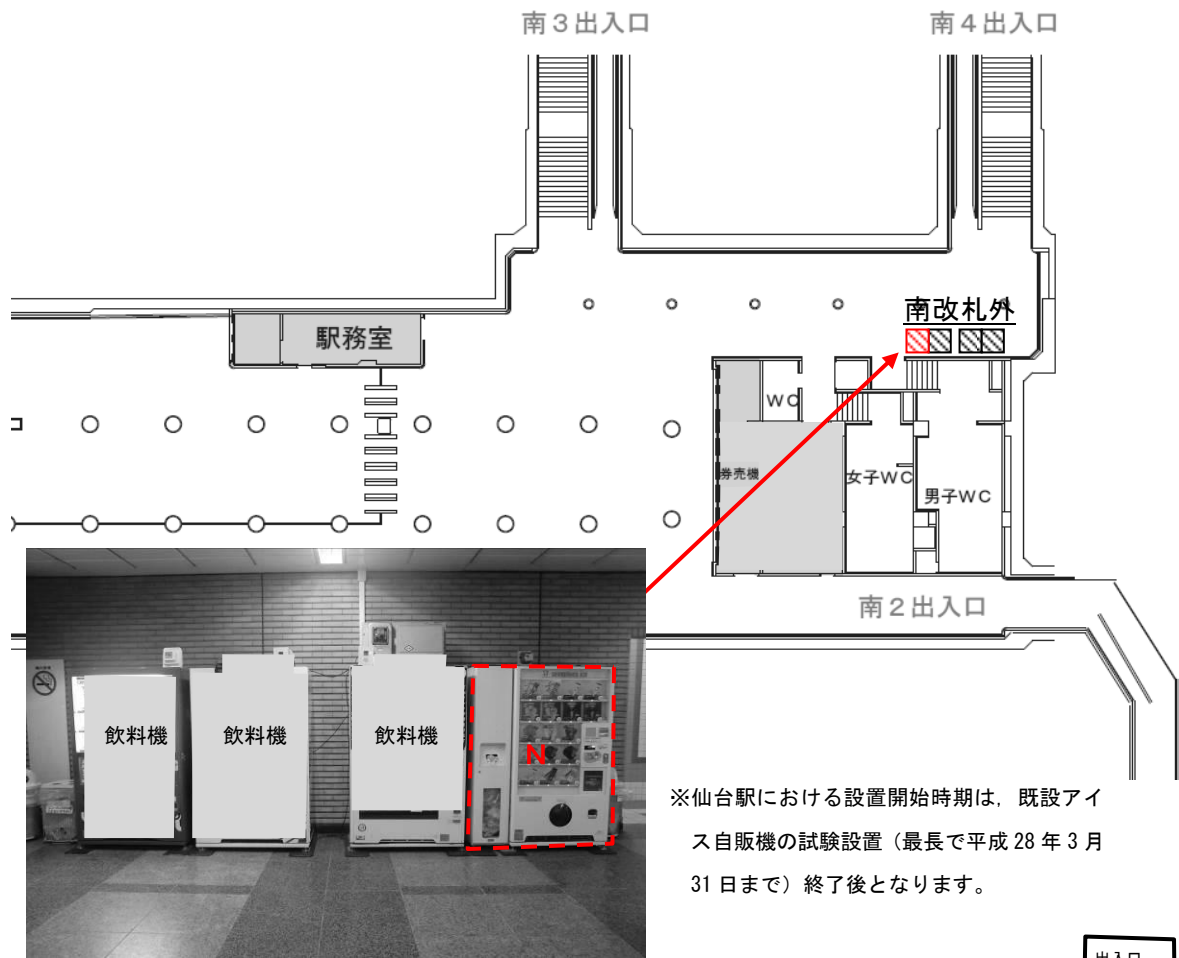
※表中の標準寸法は、アイス自販機本体寸法を示すものであり、空き容器回収箱を含みません。

構内位置図

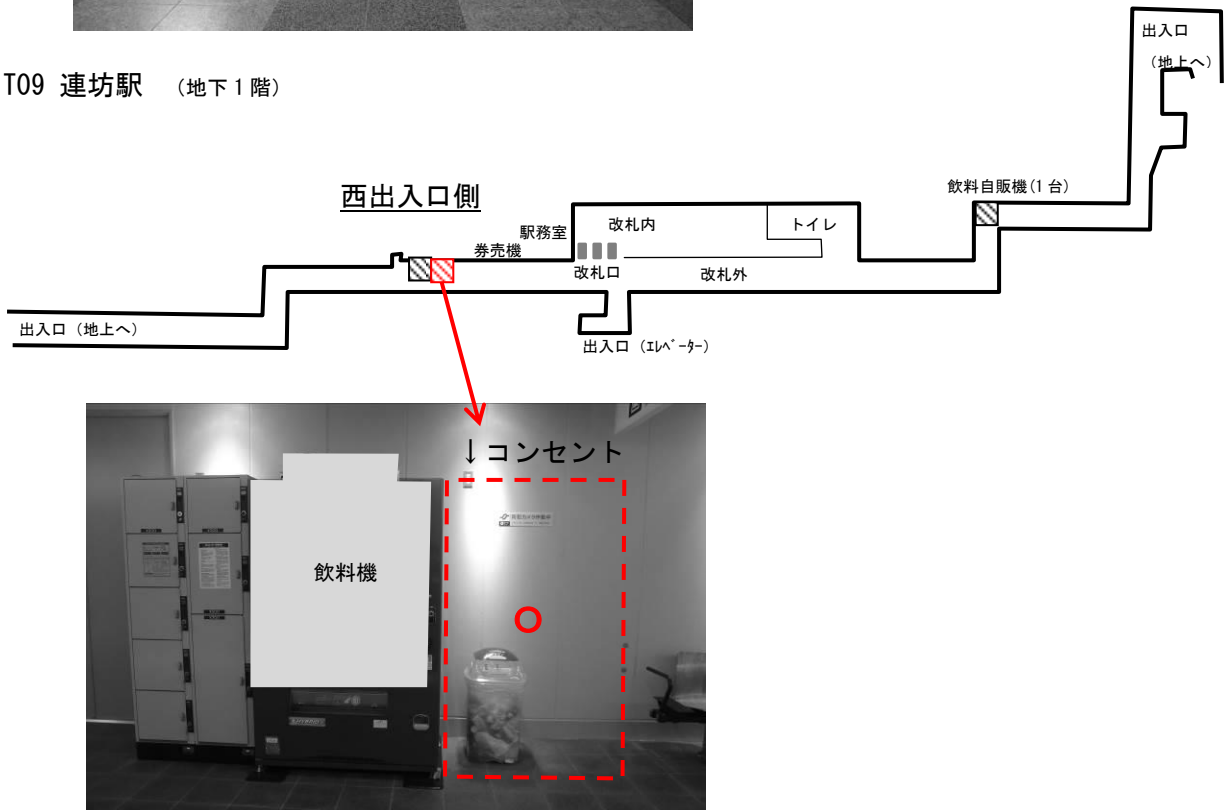
N04 旭ヶ丘駅 (地下1階)



N10 南北線仙台駅 (地下1階)



T09 連坊駅 (地下1階)



T10 薬師堂駅 (地下1階)

